



消費生活相談

賢い消費者になりましょう！

仮想通貨ってお金なの？

～仮想通貨の投資ばなし～

相談は
こちらへ…

役場消費生活センター（町民課内）
TEL 0796・36・1941（直通）

たじま消費者ホットライン

TEL 0796・23・1999

※相談無料で秘密は厳守!!

【事例】

知人が「将来、国が仮想通貨を認めるようになる。今、この仮想通貨を買っておけば、100～1,000倍になる可能性がある。また、人を紹介すれば儲かる」と何度も勧誘してきた。

人を紹介しなくても「預けたお金が増えれば」と考え、20万円を振り込み、購入の手続きをした。

後日、知人から概要書面と契約書を受け取ったが、信用できるか心配だ。

【ひとことアドバイス】

- ◆但馬でも高齢者を中心として、訪問や電話による勧誘が増加しています。
- ◆仮想通貨の代表的なものにビットコインがありますが、ほかにも700種類以上の仮想通貨があります。
- ◆仮想通貨は日本円やドルのように、国がその価値を保証している法定通貨ではありません。インターネット上でやり取りする、通貨の機能を持つ電子データです。
- ◆仮想通貨は、取引相場の価格が変動するため、急落すると損をする可能性があります。内容やリスクをよく理解してから取り引きしましょう。
- ◆実態が不明な事業者の仮想通貨もあり、注意が必要です。
- ◆仮想通貨と法定通貨の交換ができる仮想通貨交換業者は金融庁・財務局に登録が義務付けられています。HPなどで確認しましょう。